

## 被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書

令和元年度台風第19号及び本年10月25日の大雨により、本市では、多発性外傷による死者1名を含む9名の尊い命が犠牲になったほか、多くの住家等が河川の決壊、越水などにより甚大な被害に見舞われたところである。本市における住家被害の棟数は、12月8日現在で、全壊が112棟、大規模半壊が822棟、半壊以下が4,038棟であり、合わせて4,972棟となっている。

現在、本市では懸命な復旧活動が継続されているものの、今後の被災者の生活再建に向けては、住まいの確保が最優先であり、早急に支援が必要なものとなっている。しかしながら、現行の被災者生活再建支援法は、支援の対象を全壊、大規模半壊、やむを得ず解体した半壊以上の世帯に限定しており、その範囲が極めて狭小である。加えて、支援対象外となっている半壊については、浸水した水位により大規模半壊との区分けが適用されており、あまりにも被害の実情を反映していない制度と言わざるを得ない。

また、支援金については、加算金を合わせても最大で300万円となっており、被災者の生活再建を後押しするために十分な水準となっているものとは認められない。

今回の災害を受け、被災した地方公共団体では独自の支援制度を構築するなどの動きも見られるが、同一の災害で被災したにも関わらず、居住地で支援の軽重が生じるということはあってはならないことである。

よって、政府においては、一日も早い被災者の生活再建に向け、次の事項について、早急に改善するよう強く要望する。

- 1 支援の対象を半壊以下まで拡充すること。
- 2 支援金の支給額を引き上げること。
- 3 制度改善の内容について、台風第19号の被害から適用できるよう遡及措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月19日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様

いわき市議会議長 菅 波 健